

第 7 次富山県医療計画中間評価・見直しの中間とりまとめ（案）に対する意見の概要と県の考え方について

<パブリックコメントの実施概要>

(1) 募集期間：令和 4 年 1 月 28 日（金）～ 2 月 18 日（金）

(2) 提出された意見件数：12 件

	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	第 2 編 5 疾病 第 1 章 がん 第 1 節中[検診] <これまでの取組> P3	がん検診や精密検査を受けることの重要性について、企業と連携し普及啓発を行っているところがあるが、連携だけでなくバックアップもしてはどうか。	県では、商工団体が行う、がん予防の啓発活動やがん検診の実施に係る経費に対する助成を行っています。今後も必要な支援を実施してまいります。
2	第 2 編 5 疾病 第 1 章 がん 第 1 節中[検診] <新しく取り組んでいる事業> P3	がん検診の啓発について、県立図書館と連携とあるが、スーパーや人が集まる場所でも行ってはどうか。	県によるがん検診の啓発については、従来から、県のイベントや希望する企業での出前セミナー等のほか、ショッピングセンターや金融機関の窓口等での啓発を実施しています。引き続き、様々な機会を捉えて啓発を行ってまいります。
3	第 2 編 5 疾病 第 1 章 がん 第 1 節中[予防] <これまでの取組> P3	未成年者の喫煙を防止するため、学校と連携しているところがあるが、中学校を卒業して働いている方に対してはどこでどのように広報するのか。	県では、事業者向けの説明会の開催やリーフレットの配布等により啓発を行っています。今後またばこ対策の充実に努めてまいります。

	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
4	第2編 5 疾病 第2章 脳卒中 第1節中[予防] 【課題①】 P11	脳卒中発症予防のため普及啓発が必要とあるが、低血糖で脳卒中と似た状態が出ることやストレスが原因の一つとなること等について、イラスト等による広報が必要。	ご意見も参考に、引き続き脳卒中予防の普及啓発に努めてまいります。
5	第2編 5 疾病 第2章 脳卒中 第1節中[急性期] 【課題②】 P12	血栓溶解療法が十分行われていない原因を引き続き検証し、実施件数を増加させることが必要とあるが、血栓溶解療法の薬剤を使用する際に、患者の状態により使用してはいけない場合や、時間が過ぎてしまって薬剤が使用できない状況が多いのではないかと。	血栓溶解療法の治療においては、患者の状態や搬送時間により、治療が困難となる場合があります。 こうした点を含め、血栓溶解療法等の脳卒中治療について、引き続き県民に対する普及啓発に努めてまいります。
6	第2編 5 疾病 第4章 糖尿病	1型糖尿病（乳幼児、小児等）の支援も加えてはどうか。	1型糖尿病患者への支援については、今回の中間見直しにより、「持続皮下インスリン注入療法（CSII）実施施設と連携したI型糖尿病に対する専門的治療の充実を図ります」との記載を追加しています（P. 32）。 また、引き続き小児慢性特定疾病医療費助成のほか、県難病相談・支援センターにおける自立支援員や専門医による相談会等により、患者支援に努めてまいります。
7	第2編 5 疾病 第5章 精神疾患 第1節中 [外傷後ストレス障害（PTSD）] [課題⑨] P41	PTSDについて、複雑性PTSDも周知しなければ混同してしまう。	ご意見も参考に、PTSDや複雑性PTSDに関する正しい知識の啓発に引き続き努めてまいります。

項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
8 第3編 5事業 第1章 救急医療	ドクターヘリの離着陸場をもっと増やしてはどうか。	<p>ご意見を踏まえ、P55第3節「今後目指すべき取組事項」中の下記項目において、下線部分を追記することとします。</p> <p>③ドクターヘリの安全かつ効率的な運航、運用方法を検討します。<u>また、消防機関と連携し、ドクターヘリの離着陸場（ランデブーポイント）の増加に努めます。</u></p>
9 第3編 5事業 第1章 救急医療	軽症者の2次・3次救急への受診を防ぐため、当番医の表示をわかりやすくする必要があると思う。	<p>ご意見を踏まえ、P55第3節の「今後目指すべき取組事項」において、下記項目を追加することとします。</p> <p>⑤県が運営するwebサイト「とやま医療情報ガイド」等により、休日・夜間の急患センターや在宅当番医の情報提供に努めます。</p>
10 第3編 5事業 第1章 救急医療	救急救命士の生涯学習をもっと増やしたらよいと思う。	<p>救急救命士の生涯学習は、救命措置の質を確保・向上させるために重要であり、救急救命士については、病院実習や日常業務での再教育を2年間で128時間以上受けることが望ましいとされています。</p> <p>県では、消防・医療機関等における再教育体制の一層の充実を図るため、引き続き必要な支援を行ってまいります。</p>

項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>11 第3編 5事業 第5章 小児医療</p>	<p>学校において、発達障害の二次障害が始まるケースが多いため、教育関係者に発達障害の心のケアの研修を行ってほしい。また、教育と医療、相談機関、本人・保護者の連携を強化し、関係者が対話したり、学校から支援を求めたりすることができるようにしてほしい。</p>	<p>県教育委員会では、全ての教員が受講する若手教員研修などキャリアステージに応じた研修において、発達障害の理解を含む特別支援教育に関する専門性向上を図るとともに、発達障害について理解を深めるリーフレットや、一人一人に応じた支援を行うためのチェックリスト、切れ目のない一貫した指導や支援を行うための個別の教育支援計画の作成・活用マニュアル等を全ての学校に配布し、校内研修での活用を推進しています。</p> <p>加えて、専門性の高い小中学校巡回指導員、高等学校巡回指導員の配置・学校巡回を通じ、教員の専門性向上や学校の支援体制の充実に資する助言を行っています。</p> <p>また、富山県特別支援連携協議会を開催し、保護者に対する相談支援体制などの課題について、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関による情報共有と連携強化を図っています。</p> <p>今後、さらなる教員の専門性の向上を図るとともに、適切な支援の共有や引継ぎ、相談支援の充実等に向けた連携体制を整備するなど、発達障害のある児童生徒の支援の充実に取り組んでまいります。</p>

	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
12	第3編 5事業 第5章 小児医療	<p>子どものこころの問題について、医療機関、学校、スクールカウンセラーが連携できる体制作りの中核に、教育相談センターを位置づけてほしい。</p>	<p>県教育委員会では、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援を行うため、各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を配置し、学校全体で組織的に支援する体制づくりに努めています。</p> <p>また、保護者等が相談できる施設として、県総合教育センターや東西教育事務所に相談窓口を設置し、学校や医療機関等の関係機関のつなぎ役としての役割を果たしています。</p> <p>さらに、不登校児童生徒への支援を行っている県内の主な相談機関について、各学校を通じ、子供や保護者に情報提供しています。</p> <p>今後、一人一人の状況に応じた適切な支援ができるよう、専門機関との連携体制の在り方などについて、関係機関、関係部局と協議してまいります。</p>